

# 消費者機構日本ニュースレター

第15回通常総会の報告

150号

日時：2019年6月4日（火） 17時30分から18時25分

場所：東京都千代田区六番町15 プラザエフ地下2階「クラルテ」

参加者：出席表決権総数109（実出席表決権数45、委任状表決権数1、書面表決権数63）

表決権総数126の過半数で成立

## 議題

- ：《審議事項》 第1号議案 2018年度事業報告承認の件
- 第2号議案 2018年度決算承認の件
- 第3号議案 役員補充選任の件
- 《報告事項》 1. 2019年度事業計画
- 2. 2019年度予算
- 3. 役員報酬規程改定

## 議事の経過の概要及び議決の結果

冒頭に青山理恵子副理事長が総会の成立と開会を宣言しました。その後、和田寿昭理事長が議長に就任する旨発議し全員異議なく承認しました。

続いて中山弘子会長が挨拶を行い、さらに来賓として消費者庁の政策立案総括審議官高田潔氏及び東京都の生活文化局消費生活部長吉村幸子氏より挨拶をいただきました。

### 1. 議案の提案

#### (1) 第1号議案 2018年度事業報告承認の件

2018年度は消費者裁判手続特例法第1号の訴訟となる東京医科大学を被告とする共通義務確認訴訟を提起した。その他、被害回復関係業務として裁判外の申入れ・要請等を3件行い、1件で解決を図ることができた。

差止請求関係業務についても着実な取り組みを進め、差止請求訴訟を1件提起し係争中である。新たな裁判外の申入れは10件となり、過年度の申入れ事案も含めて改善結果または中間経過を13件公表した。当機構設立以来の累計では107件では正を図ることができた。

このような取り組みがメディアで報道されることも多くなる中で、情報提供の件数も前年度の倍を超えて772件となった。

組織財政基盤強化の観点からクラウドファンディングの活用を検討してきた。訴訟事案で活用できるものがあり、当機構より訴訟を委任している弁護士の方と相談を始めたところである。

#### (2) 第2号議案 2018年度決算承認の件

2018年度は経常収益が2,288万4千円、経常費用が1,953万円となり、335万4千円の黒

字となった。消費者庁からの受託事業が2件あり、収益増に貢献したものである。また、消費者スマイル基金から差止請求関係業務への助成として25万円を受けることができた。

流动資産は3,231万5千円、正味財産は3,091万8千円となった。

### (3) 監査報告

監事より、理事の業務執行は適正に行われ日常の会計処理も適正で決算諸表は正確に作成されている旨の監査報告が行われた。

### (4) 第3号議案 役員補充選任の件

第14回通常総会で選任された理事のうち、和田寿昭さん（代表理事、理事長）が辞任することから、藤井喜継さんを理事として補充選任することが提案された。

## 2. 議案の質疑

### [質問1]

2018年度決算について、受取寄附金が計画比35.2%となっておりかなり低い数字である。これはどのような事情があるのか。

### [答弁1]

被害回復訴訟の提起を想定し、あるクラウドファンディングによる寄附を見込んでいたが、そのクラウドファンディングでは特定の事業者に対する訴訟には活用できないこととなり、寄附金を集めることができなかつたためである。なお、最近他のクラウドファンディングでは特定の事業者に対する訴訟でも活用できるとの連絡があり、実現に向けて検討しているところである。なお、寄附金については賛助会員との関係でも財務基盤拡大を進めていきたいと考えている。

### [質問2]

消費者機構日本で様々な活動、取り組みがされているが、視覚障碍者を始めとする障害者に対する情報提供はまだ少ないと思われる。活動報告会やセミナーなど情報提供の場を設けていくことを期待する。

### [答弁2]

活動報告会については、非会員の案内対象者がほとんどなくなったことから開催を見送っている。今後は非会員向けのメールマガジン等の情報発信を進め、ネットワークを広げることで活動報告会を開催する条件を作っていく。視覚障碍者をはじめとする障害者の方々への対応については事務局でも留意しているところではあるが、なかなか気づかない点も多々あると思うので、引き続き適宜ご提案をいただきたい。

## 3. 議案の採決

議長より定款第31条の要件を充足して総会が成立していることが改めて報告された後、議場閉鎖を行って直ちに採決に入り、いずれの議案も賛成多数で可決・承認されました。

## 4. 報告事項の報告と質疑

以下の報告が行われました。なお、特段の質疑はありませんでした。

### (1) 2019年度事業計画（2019年4月16日第10回理事会議決）について

以下の課題に取り組んでいくことを報告する。

課題1 消費者被害情報の受付体制を維持し、提供された情報の円滑な検討を促進する。

課題2 集団的消費者契約被害回復のため被害回復関係業務を推進する。

課題3 消費者被害未然防止・拡大防止のため差止請求関係業務を推進する。

課題4 広報活動や消費者団体との連携を強め、消費者団体訴訟制度ならびに消費者機構日本への理解と支持を広げる。

課題5 組織・財政の基盤の安定強化に取り組む。

課題6 政策提言活動をすすめる。

### (2) 2019年度予算(2019年5月9日第11回理事会議決)について

経常収益は1,819万8千円、前年の79.5%となっている。

先行的に共通義務確認訴訟の費用の発生を見込み、さらに役員賠償責任保険の保険料といった新たな支出があるといった事情により、2019年度単年度では489万円の赤字予算となっている。

### (3) 役員報酬規程改定について

2017年10月にNPO会計基準が改定されたことに対応するため、2019年度の決算より役員報酬規程を改定した。

以上で全議事を終了し議長が閉会を宣言、松岡副理事長の挨拶をもって本総会を終了しました。

### 新理事長 藤井喜継さんの選任報告とあいさつ

第15回通常総会終了後に、2019年度第1回理事会を開催し、同総会において新たに理事として補充選任された藤井喜継さん(日本生協連常務理事(2019年6月14日に専務理事に昇任))を、代表理事及び理事長に互選いたしました。

総会記念企画開始に先立ち、藤井新理事長より概要、以下のあいさつがありました。

私は、日本生活協同組合連合会の常務理事を勤めております。生活協同組合も消費者権利擁護の活動をすすめてきた歴史があり、消費者関連法の制定運動にも取り組んでまいりました。消費者団体訴訟制度を制定する際にも、協力してまいりました。

今回、総会で理事に選任されるに先立ち、消費者機構日本の理事会を何度か傍聴しました。あらためて、消費者被害が広がっていることを痛感しました。そのような中、適格消費者団体が、消費者被害の拡大防止を着実にすすめる大変重要な活動をしていると感じました。そして、消費者機構日本について言えば、さらに特定適格消費者団体として、医科大学の不正入試問題の被害回復にも取り組んでおり、活動の対象がさらに広がってきてています。そのような中、理事長を務めることになり緊張もしていますが、会員のみなさまそして専門家の皆様のご協力を得て一緒に活動を推進してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

### 記念企画「集団的消費者被害回復の取り組み状況と課題」開催報告

消費者機構日本は、6月4日(火)に第15回通常総会を開催し、あわせて「集団的消費者被害回復の取り組み状況と課題」をテーマとする記念企画を開催しました。

1. 日 時 2019年6月4日(火) 18時45分～20時10分
2. 会 場 主婦会館プラザエフ 地下2階「クラルテ」
3. 参加者 84名(事務局を含む)

#### 4. 概要

テーマ 「集団的消費者被害回復の取り組み状況と課題」

この間、消費者機構日本が取り組んでいる共通義務確認訴訟事案及び裁判外の被害回復事案、そして検討したが取り組めなかった事案について、概要以下の通りそれぞれ報告し、それらの取り組みを通じて明確になった制度上の課題を提起しました

①東京医大共通義務確認訴訟 報告者 弁護士 本間紀子さん

##### <事案の概要>

2018年12月17日、当機構は学校法人東京医科大学を被告として、性別・浪人年数及び高等学校等コードを理由として平成29年度・平成30年度の入学試験において不利益な扱いを受けた志願者（受験生）への受験料等の返還を求める共通義務確認訴訟を提起した。これは消費者裁判手続特例法にもとづく第1号の訴訟である。

本件訴訟は公正であるべき大学入試における不公平な得点調整という不法行為・債務不履行を司法に問うものであり、単に消費者裁判手続特例法にもとづく第1号の訴訟であることに止まらない社会的意義の大きな訴訟である。

また、受験料（損害額）は一般入試で6万円、センター試験利用入試で4万円という水準であり、特定適格消費者団体による共通義務確認訴訟でなければ実質的な被害回復は難しいと思われ、この点においても制度の趣旨に合致した事案であると考える。

詳しくはコチラ → [http://www.coj.gr.jp/trial/topic\\_20181217\\_01.html](http://www.coj.gr.jp/trial/topic_20181217_01.html)

##### <制度上の課題>

・施行前事案が対象外（平成29年度、30年度に限定せざるをえなかった。得点調整自体は平成18年～行われている。）

→施行前事案が最初から検討のテーブルに乗らないことが、この制度が活性しなかった要因の一つではないか。施行前事案は国民生活センターADRを活用できるが、被害者は自分でアクションを起こさないといけない。そういう意味で、制度活用のひとつの大きなハンドルである。

・慰謝料と一定の請求権が対象債権から除外されている。

→別途、女性差別被害対策弁護団でも訴訟が提起されているが、そちらに参加する場合、提訴の段階で住所、氏名を明らかにしないといけないこともあり、原告になることに二の足を踏む方もいる。そういう方の為にも、共通義務確認訴訟は意味のある訴訟であると考える。慰謝料等の精神的損害についても対象債権として認めることを、今後、検討していくべきである。

②株ONE MESSAGE 共通義務確認訴訟 報告者 弁護士 瀬戸和宏さん

##### <事案の概要>

勧誘ウェブサイトを通じて提供した虚偽あるいは著しく誇大な効果を強調した説明を真実と誤認した消費者が株ONE MESSAGEから情報商材を購入。この情報商材に対する購入代金の返還を求める共通義務確認訴訟を提起した。株ONE MESSAGEおよび勧誘に関与した泉忠司氏に対し「仮想通貨バイブルDVD5巻セット（VIPコースを含む）」および「パルテノンコース（ハイスピード自動AIシステム及びこれに付帯するサービス）」の購入代金の返還を求めている。

詳しくはコチラ → [http://www.coj.gr.jp/trial/topic\\_20190426\\_01.html](http://www.coj.gr.jp/trial/topic_20190426_01.html)

##### <制度上の課題>

・回収可能性（相手方に被害回復が見込めるだけの支払能力、資産が確認できるか）

→悪質商法の会社は逃げ足が早い。そこからどうやって回収するのか。事業者の預金等については、判決がない段階で当機構が調べる権利はない。

財産を探知する手段がなければ、このような悪質商法については、この制度は機能しない。仮に財産があったとしても、被害額の方が加害者の財産よりも必ず多いので、破産することになる。破産した段階で当機構は手続きが遂行できなくなってしまう。消費者庁等が最初からそのような業者を破産させてしまった方がよい。

### ③裁判外で返金がされた大東建託事案 報告者 弁護士 谷合周三さん

#### <事案の概要>

アパートの建築工事の注文書（申込書）に「正式な工事請負契約に至らなかった場合、申込金は返金しない。」という趣旨の記載があり、注文（申込み）の後にキャンセルしても申込金（30万円）が返還されなかつたが、当機構が大東建託に対してこの申込金不返還条項を是正するよう申入れを行つたところ、大東建託はこの申入れを受け入れて是正した。そこで当機構はさらに大東建託に対し2016年10月1日以降（消費者裁判手続特例法施行以降）の注文を撤回した方へ申込金を返還するよう要請した。また被害実態を確認することを目的に事業者を特定しての情報提供を消費者から求めた結果、最終的には大東建託は申込日に期限を設けず、契約に至らなかつた消費者に対して申込金（地盤調査等の費用がある場合はその額を控除した金額）を返金することを表明した。

詳しくはコチラ→ [http://www.coj.gr.jp/zesei/topic\\_190528\\_01.html](http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_190528_01.html)

#### <課題>

- ・高齢者等の情報弱者に対する情報提供

→事業者が返金をすることにしたという情報をいかに返金対象者へ届けるかが課題。今回は消費者裁判特例法適用後の事案に関しては、大東建託から連絡が行われたが、適用前の事案は、対象消費者から大東建託に連絡することが必要であった。

### ④取り組みが困難であったラッキーバンク事案

#### <事案の概要>

匿名組合を利用したソーシャル・レンディング、不動産担保貸付ファンド。「貸付先の審査は慎重に行っており、担保評価に問題はない」というを表示で多くの投資家から資金を集めながら、実際には担保不動産をきちんと取らずに親族経営の財務状況の悪い会社（A社）に資金を横流していた。そのA社からの返済が滞ると、担保として押されてある不動産を投資額の3割程度で別会社（B社）に売却。結果として融資額の大部分が回収不能となり、投資額の大半を毀損した。

#### <制度上の課題>

- ・回収可能性（相手方に被害回復が見込めるだけの支払能力、資産が確認できるか）

→当機構に多数の被害情報が寄せられたが、事業者の資産がすでに消費者裁判手続特例法での被告適格が認められない第三者に譲渡されており回収できる見込みないため、取組みがすすめられないと判断せざるを得なかつた。

### (2) 団体連名意見書（案）の紹介と行政機関による財産保全制度

及び情報提供支援の必要性 報告者 弁護士 鈴木敦士さん

報告のあつた4事案を踏まえ、特定適格消費者団体3団体で検討している団体意見書について、弁護士の鈴木敦士さんより紹介いただきました。消費者裁判手続特例法施行から3年を経過した

場合に、施行状況を踏まえて見直しを検討することになっていることから、制度を活用している特定適格消費者団体の側から問題点を提起した団体意見書を作成しました。意見の趣旨として、本制度の改善を求めた6つの意見の他、本制度以外の制度整備の必要性について説明されました。

#### <意見の趣旨>

- 1 慶謝料や拡大損害を含め救済対象範囲を拡大すべき。
- 2 通知公告費用負担を事業者が負担すべき。
- 3 法改正を待たず運用により、簡易確定手続きを不要とする類型、簡易確定手続きをするが通知を不要とする類型を認める。
- 4 相手方事業者に資力がない場合の対応として、①事業者の役員も被告適格を有するようにすべき、②団体に破産申立権を付与すべき。
- 5 裁判外で返金が合意できた場合に返金の履行状況を団体が確認できるように制度的な手当てをすべき。
- 6 個々の消費者への返金が困難な場合に、スマイル基金等の公益的な団体に寄付を求められるような制度にすべき

#### <本制度以外の制度整備>

世の中の消費者被害が集合訴訟だけで解決できるわけではない。集合訴訟に向く事案、向かない事案があるということや団体のキャパシティーの問題もある。もともと行政が財産を保全するとか消費者被害に対して行政側で被害回復をはかる制度は必要であり、検討をしてほしい。また行政の保全制度と本制度の裁判手続とが連携をする枠組みを検討すべき。

事業者の財産の仮差押えを検討したことがあるが、どの財産を押さえたらよいかがわからない。事業実態がわからないと事業が違法であるかもわからない。行政が処分をしているケースもあり、行政が処分をするからには根拠となる資料を持っていると推測される。そういうった資料を活用して消費者への被害回復ができないか。

行政は行政処分をして将来の不法行為を止めさせる。過去の不法行為については、特定適格消費者団体と協力しながら被害回復をするといういうようなことが考えられてもよいのではないか。以前、消費者庁内に設置されていた「消費者の財産被害に係る行政手法研究会」では、「消費者に対し、行政が保有する情報を提供する制度」が例示されているが、こういうことをすると目的外利用になるのではないかということが個人情報との関係で書かれている。しかし個人情報は、法で別に定める場合には第三者に提供できる筈である。単に目的外利用だから駄目ということではなく、どういう要素でどういう情報なら提供できるのかということをもう少し立法論として検討する必要がある。団体は守秘義務がある。また、被害回復以外の一般の事業活動をしていないから、団体が営業秘密を知っても競業することができないので、事業者の営業上の地位は害されないから、事業者の情報を行政が開示しても弊害が少ないのでないのではないか。団体が被害回復のために使用する場合というのは基本的には民事の裁判手続に情報を使用するということになる。民事訴訟では、証拠については文書提出命令がある。行政が法的手続に従って集めた事業者の秘密で、情報提供者が特定されないようなものが記載された文書は文書提出命令の対象になるという裁判例がある。そうすると、例えば、文書提出命令の対象になるような行政の有している文書は、団体が提出を求めれば、提出されるというような枠組みを立法することが考えられる。

以上の報告の後、会場との質疑が行われ、本記念企画は閉会しました。

質疑の概要是、当機構ウェブサイト [http://www.coj.gr.jp/seminar/topic\\_190716\\_01.html](http://www.coj.gr.jp/seminar/topic_190716_01.html) を参照ください。

**消費者裁判手続特例法の3年後見直しについて 特定適格消費者団体3団体で意見書を提出**

被害回復訴訟制度について規定した消費者裁判手続特例法の附則第5条では、法施行から3年経過した場合に、この法律の施行状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずる旨、定められています。

2019年秋に同法の施行3年を迎えることから、現在、同法により特定適格消費者団体として認定を受けている3団体(埼玉消費者被害をなくす会、消費者機構日本、消費者支援機構関西)は、この間の活動実績をふまえて、同法の見直しに向けた意見書を、消費者庁長官及び消費者委員会委員長宛てて提出しました。

意見の趣旨は次の通りです。

- 1 本制度による救済の対象を拡大すべきである。
- 2 対象消費者への通知公告の費用は事業者負担とすべきである。
- 3 一定の事案については簡易確定手続申立てを不要とし、あるいは通知を不要とすべきである。
- 4 相手方事業者の資力の問題で、損害金等の回収が見込めない場合の対応として、
  - ①当該事業者の役員も被告適格を有するようにすべきである。
  - ②団体に破産申立権を付与すべきである。
- 5 裁判外で返金について事業者との間で合意ができた場合について、団体が当該事業者の返金方法、返金数等の返金対応等について確認をとることができるようすべきである。
- 6 個々の消費者への返金が不能又は困難な場合は、団体が消費者スマイル基金等公益的団体への寄付を求められるようにすべきである。
- 7 上記1~6は本制度の改善要請であるが、これらに加え、行政が民事上の請求を支援する制度として、「消費者に対し、行政が保有する情報を提供する制度」及び「供託命令制度や行政による破産手続開始申立など、行政機関が悪質な事業者の資産を確保できる制度」の検討を要請する。

それぞれの意見の理由等詳細については、当機構ウェブサイトの意見書本文を参照ください。

[http://www.coj.gr.jp/iken/topic\\_190716\\_01.html](http://www.coj.gr.jp/iken/topic_190716_01.html)

**大東建託 2016年9月30日以前の申込者で本契約にいたらなかった方については、申し出があれば申込金を返還する旨対応を開始**

～大東建託株式会社(建築請負事業者)は、2016年9月30日以前の建物新築工事の申込者で、本契約に至らなかった方に対し、申込者からの申し出があれば申込金を返還(地盤調査等の費用がある場合はその額を控除)する対応を開始しました。～

大東建託WEBサイト:

[https://www.kentaku.co.jp/corporate/pr/info/2019/aqehc4000000bi8w-att/mousikomikin\\_henkantsuika\\_0524.pdf](https://www.kentaku.co.jp/corporate/pr/info/2019/aqehc4000000bi8w-att/mousikomikin_henkantsuika_0524.pdf)

ニュースレター149号にてご報告しましたが、大東建託は、2016年10月1日以降に建物新築工事を申込後、契約に至らなかった方に対し、受領した申込金を返還（地盤調査等の費用がある場合はその額を控除）する対応を開始しました。

その後、当機構から、2016年10月1日より前の申込者に対しても返還するよう再要請を行ったところ、大東建託は、申込日に期限を設げず返還することを表明しました。

2016年10月1日以降の申込金返還対象者に対しては、大東建託から個別に連絡を行っていますが、2016年9月30日以前の方に対しては、個別での連絡はせず、同社ウェブサイトに掲載し、申出があった方に対して対応することです。その為、当機構では、本件について周知することが必要であることから、当機構ウェブサイトに公表すると共に記者会見を行い、マスコミに記事にしていただくようお願いしました。

今回のこととは、特定適格消費者団体として裁判外で解決した事案として、大きな成果を挙げることができたと考えています。

詳しくは [http://www.coj.gr.jp/zesei/topic\\_190528\\_01.html](http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_190528_01.html) をご覧ください。

### 全国の適格消費者団体（21団体）のホームページ公表情報 (2019年4月21日～2019年6月26日分)

○各適格消費者団体（21団体、この期間にあらたに「消費者市民サポートしば」と「とちぎ消費者リンク」の2団体が適格認定を受けました。）のホームページの公表情報です。差止請求訴訟、事業者への申入れ等の活動を中心に紹介します。

適格消費者団体名・特定適格消費者団体	公表情報(4月21日～6月26日)
《消費者支援ネット北海道》 <a href="http://www.e-hocnet.info/">http://www.e-hocnet.info/</a>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 2019/4/23 : <a href="#">ヤフー(株)に対し、申入書を送付しました。</a></li> <li>■ 2019/5/15 : <a href="#">(株)トヨタ自動車株式会社モビリティサービス事業部から回答書が届きました。</a></li> <li>■ 2019/5/20 : <a href="#">(株)ホンダレンタリース札幌から回答書を受領しました。</a></li> <li>■ 2019/6/4 : <a href="#">ヤフー(株)から回答書が届きました。</a></li> </ul>
《消費者市民ネットとうほく》 <a href="http://www.shiminnet-tohoku.com/">http://www.shiminnet-tohoku.com/</a>	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。
《とちぎ消費者リンク》 <a href="http://tochigilink.org/">http://tochigilink.org/</a>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 2019/6/26 <a href="#">適格消費者団体として認定されました。</a></li> </ul>
《消費者支援群馬ひまわりの会》 <a href="https://www.npo-himawari.jp/">https://www.npo-himawari.jp/</a>	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。
《埼玉消費者被害をなくす会》 <a href="http://saitama-higainakusukai.or.jp/">http://saitama-higainakusukai.or.jp/</a>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 2019/4/23 : <a href="#">(株)サンユウ群馬に「申入書」を送付、「回答」を受領しました</a></li> </ul>

<p>《消費者市民サポートちば》  <a href="https://sapochiba.com/">https://sapochiba.com/</a></p>	<p>■ 2019/6/7 : <a href="#">適格消費者団体として認定されました</a></p>
<p>《消費者機構日本》  <a href="http://www.coj.gr.jp/">http://www.coj.gr.jp/</a></p>	<p>■ 2019/4/23 : <a href="#">大東建託株式会社（建築請負事業者）は、2016年10月1日以降に建物新築工事を申込後、契約に至らなかった方に対し、受領した申込金を返金（地盤調査等の費用がある場合はその額を控除）することを表明しました。</a></p> <p>■ 2019/4/26 : <a href="#">株式会社 ONE MESSAGE および泉忠司氏に対し「仮想通貨バイブル DVD5巻セット」（VIPコースを含む）および「パルテノンコース（ハイスピード自動AIシステム及びこれに付帯するサービス）」の購入代金の返還を求めて被害回復訴訟（損害賠償請求訴訟）を提起しました。</a></p> <p>■ 2019/4/26 : <a href="#">（株）アルシェ（モデル事務所）に対する不当勧誘是正の取り組みを終了します。</a></p> <p>■ 2019/5/28 : <a href="#">大東建託株式会社（建築請負事業者）は、申込日に期限を設げず、建物新築工事を申込後、契約に至らなかった方に対し、受領した申込金を返金（地盤調査等の費用がある場合はその額を控除）することを表明しました。</a></p>
<p>《全国消費生活相談員協会》  <a href="http://www.zenso.or.jp/">http://www.zenso.or.jp/</a></p>	<p>■ 2019/4/24 : <a href="#">クレジット決済の過剰与信規制の緩和についての意見</a></p> <p>■ 2019/5/27 : <a href="#">個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理についての意見</a></p> <p>■ 2019/6/7 : <a href="#">「消費者行政新未来創造オフィス」についての意見書</a></p>
<p>《消費者支援かながわ》  <a href="http://www.ss-kanagawa.org/">http://www.ss-kanagawa.org/</a></p>	<p>■ 2019/5/27 : カーシェアリング事業者に申入れを行いました</p>
<p>《消費者支援ネットワークいしかわ》  <a href="http://csnet-ishikawa.com/">http://csnet-ishikawa.com/</a></p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者被害防止ネットワーク東海》  <a href="http://cnt.or.jp/">http://cnt.or.jp/</a></p>	<p>■ 2019/5/7 : 株式会社アニメイトホールディングスから回答書が届きました。</p> <p>■ 2019/5/16 : 株式会社名古屋グランパスエイトから回答書が届きました。</p> <p>■ 2019/5/22 : <a href="#">株式会社マグナ・リゾートに対して再申入書を送付しました。</a>            : <a href="#">株式会社S H Iに対して再申入書を送付しました。</a>            : <a href="#">株式会社錦ヤに対して申入終了通知書を送付しました。</a></p> <p>■ 2019/5/28 : 宗教法人薬師寺より回答書が届きました。</p> <p>■ 2019/5/30 : 大東建託パートナーズ株式会社からF A Xにて回答書が届きました。            : 株式会社メイション（1. 5次会員）より回答書が届きました。</p> <p>■ 2019/6/3 : GMOコイン株式会社より電話にて「GMOコインサービス基本約款」を改定したとの連絡がありました。</p> <p>■ 2019/6/14 : 株式会社S H Iから回答書が届きました。</p>

	<p>■ 2019/6/18 : Amazon Gift Cards Japan 株式会社に対して申入終了通知書を送付しました。 ⇒ <a href="#">Amazon Gift Cards Japan 株式会社申入終了通知書</a></p> <p>: ひらい歯科に対して申入終了通知書を送付しました。 ⇒ <a href="#">ひらい歯科申入終了通知書</a></p> <p>: 株式会社ワニブックスに対して申入書を送付しました。 ⇒ <a href="#">株式会社ワニブックス申入書</a></p> <p>: 株式会社アイ工務店に対して申入書を送付しました。 ⇒ <a href="#">株式会社アイ工務店申入書</a></p> <p>: 株式会社 IAM (インターナショナル・メディア学院) に対して申入書を送付しました。 ⇒ <a href="#">株式会社 IAM (インターナショナルメディア学院大阪校) 申入書</a></p> <p>■ 2019/6/21 : 式会社マグナ・リゾートから通知書が届きました。</p> <p>■ 2019/6/24 : 株式会社アイエーシーインターナショナルから書面にて回答書が届きました。</p>
《京都消費者契約ネットワーク》 <a href="http://kccn.jp/">http://kccn.jp/</a>	<p>■ 2019/5/22 : <a href="#">当団体が、令和元年度消費者支援功労者表彰の内閣総理大臣表彰を受賞しました。</a> 消費者庁の HP で公表されています。</p>
《消費者支援機構関西》 <a href="http://www.kc-s.or.jp/">http://www.kc-s.or.jp/</a>	<p>■ 2019/5/7 : <a href="#">(株) せんから回答を受領しました。</a></p> <p>■ 2019/5/8 : <a href="#">「プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン株式会社 (P&amp;G社) ファブリーズ」のテレビコマーシャル、ホームページ及び商品上の表記などに関する検討及び意見交換の結果の公表</a></p>
《ひょうご消費者ネット》 <a href="http://hyogo-c-net.com/">http://hyogo-c-net.com/</a>	<p>■ 2019/4/23 : <a href="#">株式会社シャンベル・スフレに対して、通知書を送付しました</a></p> <p>: <a href="#">一般社団法人生命保険協会及び一般社団法人全国銀行協会に対して、申入書を送付しました</a></p> <p>: <a href="#">弁護士法人大公法律事務所に対して、申入書を送付しました</a></p> <p>: <a href="#">阪南理美容株式会社に対する申入れ活動を終了しました</a></p> <p>■ 2019/5/10 : <a href="#">株式会社シャンベル・スフレから、回答書が届きました。</a></p> <p>■ 2019/5/31 : <a href="#">一般社団法人生命保険協会から回答書が届きました。</a></p> <p>: <a href="#">一般社団法人全国銀行協会から回答書が届きました</a></p>
《消費者ネットおかやま》 <a href="http://okayama-con.net/">http://okayama-con.net/</a>	<p>■ 2019/05/10 : <a href="#">ネット化粧品販売会社 (株) Meedas 申し入れを終了しました</a></p> <p>■ 2019/6/6 : <a href="#">アサヒカルピスウェルネス(株) 利用規約が改正されたので申し入れを終了しました</a></p>

<p><b>《消費者ネット広島》</b>  <a href="http://www.shohinet-h.or.jp/">http://www.shohinet-h.or.jp/</a></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 2019/4/22 : 株式会社西本ハウス第1回期日報告。</li> <li>■ 2019/5/8 : 株式会社西本ハウスより連絡書が届きました。</li> <li>■ 2019/5/24 : 株式会社西本ハウスへ連絡書を送付しました。</li> </ul> <p>☆株式会社西本ハウスへの申入活動一覧は<a href="#">こちらから</a></p>
<p><b>《えひめ消費者ネット》</b>  <a href="http://ehime-syouhisya-net.org/">http://ehime-syouhisya-net.org/</a></p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p><b>《消費者支援機構福岡》</b>  <a href="http://www.cso-fukuoka.net/">http://www.cso-fukuoka.net/</a></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 2019/5/28 : <a href="#">永代ハウス株式会社申入れ活動終了の報告</a></li> <li>■ 2019/5/28 : <a href="#">株式会社PGSホームに申入れを行いました</a></li> <li>■ 2019/5/28 : <a href="#">アプライド株式会社第24回弁論準備期日の報告</a></li> <li>■ 2019/5/28 : <a href="#">学校法人福岡大学に申入れを行いました</a></li> <li>■ 2019/5/28 : <a href="#">株式会社PGSホームより回答書を受領しました</a></li> <li>■ 2019/6/21 : <a href="#">アプライド株式会社第25回弁論準備期日の報告</a></li> </ul>
<p><b>《佐賀消費者フォーラム》</b>  <a href="http://www.saga-consumersforum.or.jp/main/1.html">http://www.saga-consumersforum.or.jp/main/1.html</a></p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p><b>《大分県消費者問題ネットワーク》</b>  <a href="http://oita-shohisyanet.jp/">http://oita-shohisyanet.jp/</a></p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p><b>《消費者支援ネットくまもと》</b>  <a href="http://www.net-kuma.com/">http://www.net-kuma.com/</a></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 2019/5/14 : <a href="#">リゾート地の管理契約に関して契約条項について改定がなされました。</a></li> </ul>



特定非営利活動法人 消費者機構日本

発行人:藤井喜継 編集責任者:磯辺浩一

〒102-0085 東京都千代田区六番町 15 プラザエフ 6 階  
 TEL:03-5212-3066 FAX:03-5216-6077